

平成 19 年 9 月 14 日

法務省民事局参事官室 御中

全国銀行協会
業務部

「保険法の見直しに関する中間試案」に対する全銀協意見書について

今般、当協会では、標記中間試案について下記のとおり意見・質問を述べさせていただきますので、今後の保険法の見直し審議にあたってご配慮いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. (損害保険、生命保険、傷害・疾病保険契約の成立関係後注)【各契約共通事項】(6、20、29 ページ) について

【意見】

保険契約の募集や締結の際の規律を契約法上に設けることについては、慎重に検討していただきたい。

【理由】

中間試案の補足説明でも指摘されているとおり、各保険契約における説明義務や書面の交付等については、保険業法をはじめ、金融商品販売法や消費者契約法等において規定されており、既に、銀行等金融機関はこれら監督法令等に基づいて適切な販売体制を構築している。そうした中、契約法である保険法上にも募集や締結時の規律を設けることは、二重規制となるおそれがあることから、慎重に検討する必要があると考える。

2. (3) 危険に関する告知【各契約共通事項】(2、19、28 ページ) について

【質問・意見】

「イ 保険者が契約の解除をすることができない場合」に関連し、「保険募集人」である銀行等金融機関が、一律に告知受領権を有することとなるわけ

ではないという理解でよいか確認させていただきたい。

また、②の（注1）について、中間試案の補足説明に記載されているとおり、保険契約の解除ができなくなると規定する場合には「保険者の使用人等の行為の態様だけでなく、告知義務違反の態様や程度といった保険契約者等の事情をも総合的に考慮」するようすべきではないかと考える。

3. (5) 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続（23 ページ）について

【意見】

仮に、この「(差押時等の) 生命保険契約の存続」制度を創設するものとした場合でも、民事執行制度の趣旨またはその実効性維持の観点から検討する必要があるものと思われる。仮に規定する場合には、少なくとも、どのような場合に〔一定の者〕がこの権利を行使できるのか、権利行使できる場合の権利行使期間、〔一定の金額〕の内容、同金額が差押債権者等に支払われるための手続の内容等について、できる限り具体的かつ明確に規定されるべきである。

なお、同じく民事執行制度の趣旨またはその実効性維持の観点から格別の留意、慎重な検討が求められるべきものとしては、(保険事故の発生による保険給付関係後注) の2 (13 ページ) で「一定の範囲内で差押えを禁止する旨の規律」を検討するとされている点も挙げられる。

以 上